

- ❖ 10月号では、「18歳までに学ぶ契約の知恵」として、「消費者契約法」について取り上げました。今回は、「電子契約法」について補足事項も確認しながら、学びましょう！

### 勘違いでクリックしても大丈夫

### 【電子契約法】

- ❖ 電子契約の際、申し込みの「確認画面」を事業者が表示しない場合、消費者が勘違いや操作ミスでクリックしても、大丈夫です。（補足：取り消しできます。契約自体が成立していないケースもあります。）

| ワンクリック請求（ワンクリック詐欺）                        |  |
|---|--|
| <p>消費者がクリックを1つしただけで、請求がくる。<br/>大半は詐欺。</p> |  |

～補足～  
相手に連絡しない！  
迷ったら、「188」に相談！

アダルトサイトからこんな請求がよく来る。  
20歳未満からのトラブル相談が一番多いのはアダルトサイトだ。

“架空請求”は無視しよう。

### トラブルにあったら ～気をつけていてもトラブルにあうことはあります～

- ❖ トラブルにあうと動揺し、冷静さを失ってしまいます。ひとりで悩まず、家族、友人、学校の先生など、信頼できる人に、すぐ、相談しましょう。
- ❖ 「消費者ホットライン」を使い、専門知識がある相談員に相談しましょう。

## 「188（いやや!）」＝全国共通の電話番号

⇒近くの消費生活センターの相談窓口を案内してくれます。消費生活センターは公的な相談窓口です。専門知識を持った相談員が無料で相談に応じてくれます。秘密は守られます。  
⇒なるべく早く、迷ったときから相談しましょう。トラブルになった後も、解決のためのアドバイスや、事業者との交渉のお手伝いもしてくれます。

### まとめ ～チェックしましょうくトラブルをさけるために重要な点です>～

- 世の中には「だまそうとする人」がいます。警戒心を持ちましょう。
- キャッチセールスなどは、無視しましょう。
- 断るときは、きっぱり、「いいません!」。理由は不要です（理由をいうと説得されます。たとえば「お金がない」というと、借金などを勧められます）。
- 契約をする前に、慎重に、よく考えましょう。トラブルは予防するのが一番です。
- 成人になったばかりのときは、悪質業者にとくにねらわれやすいことを知りましょう。
- 「欲」や「心理」（お金がほしい、商品がほしい、友だちの頼みをことわれない、彼女・彼氏がほしい、就職したい、など）につけ込まれないようにしましょう。
- あやしいサイトは、アクセスしない、クリックしない、不当に請求されても連絡しない、支払わない。
- 困ったら、誰かに相談しましょう。「188」に電話しましょう。

話し合ってみましょう

消費者が、トラブルにあったとき（例：商品を買ってすぐにこわれた、悪質商法にだまされた）、どう対応するかによって、企業、さらに社会はどう変わるとおもいますか？

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

- ◆依然として多い通販サイトのトラブルに注意！
- ◆ストーブやヒーターでのやけどに注意！
- ◆「多重債務無料相談会」を開催します
- ◆お金や暮らしの知恵を学びましょう！！（宮城県金融広報委員会）

2021

11 November  
月号

第140号

## 依然として多い通販サイトのトラブルに注意！

### 相談事例1

動画投稿サイトの広告を見て、1回限りのつもりで500円のダイエットサプリメントを注文した。しかし、実際には定期購入が条件の契約になっており、数か月分まとめた高額な請求書が届いた。

### 相談事例2

有名家具店の公式サイトだと思い、ソファが2万円と安くなっていたので購入した。受注メールが届かないので、改めてサイトを確認したところ、URLが公式サイトと違っており、偽サイトだと気づいた。（検索して上位に表示されても公式サイトとは限りません。）

## ★アドバイス★

- **通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。**  
インターネット通販を含む通信販売には、クーリング・オフ制度はなく、販売事業者が定める返品に関する特約（返品特約）に従うことになります。返品することができるか・できないか、返品できる場合の期間、返品の際の送料はどちらが負担するのか注文前に確認しましょう。
- **注文前に定期購入の契約になっていないか確認しましょう**  
商品を購入する前に、定期購入が条件となっていないか、支払い総額はいくらなのか等の契約条件や解約条件についてしっかり確認しましょう。販売サイトや申込の最終画面を印刷する、スクリーンショットを撮るなど、契約内容を記録しておくことも大切です。
- **お金や個人情報の詐取等を目的とした詐欺的な通販サイトもあります。**  
インターネット通販を利用して買い物をしたところ、「代金を支払ったのに商品が届かない」、「注文しようとサイトに個人情報を入力したが、連絡がない」、「粗悪品・模倣品が届いた」などの相談が寄せられています。  
「サイトに運営情報（運営者氏名・住所・電話番号）が記載されていない」、「日本語が不自然である」等の場合は特に注意が必要です。詐欺、模倣サイトを完全に見分けることは困難です。少しでも不安に感じた場合は、購入をやめましょう。

# ストーブやヒーターでのやけどに注意！

## 相談事例1

高齢者が、消したばかりの石油ストーブを触ってしまい、両方の手のひらをやけどした。

## 相談事例2

子どもが温風ヒーターの吹き出し口に右手を突っ込んでしまい、手をやけどした。

### ★アドバイス★

- 熱いかどうかよく分からないまま、ストーブやヒーターの表面を触ったり、温風の吹き出し口に手を入れてしまった事例があります。特に子どもは好奇心が旺盛なため、普段から安全柵で囲むなど、子どもが触れられないような環境づくりをしましょう。

## 消費生活相談窓口



### 消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。  
ひとりで悩まず相談しましょう！



**宮城県消費生活センター ☎022-261-5161**

仙台市青葉区本町3丁目8番1号（県庁1階）

相談時間 平日 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く）

◎各県民サービスセンターにも相談窓口があります。（相談時間 月～金 9時～16時）

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>【仙南圏】<br/>大河原地方振興事務所<br/>県民サービスセンター<br/>☎0224-52-5700<br/>相談時間 平日 9時～16時</p> | <p>【大崎圏】<br/>北部地方振興事務所<br/>県民サービスセンター<br/>☎0229-22-5700<br/>相談時間 平日 9時～16時</p>        | <p>【栗原圏】<br/>北部地方振興事務所栗原地域事務所<br/>県民サービスセンター<br/>☎0228-23-5700<br/>相談時間 平日 9時～16時</p> |
| <p>【石巻圏】<br/>東部地方振興事務所<br/>県民サービスセンター<br/>☎0225-93-5700<br/>相談時間 平日 9時～16時</p>  | <p>【登米圏】<br/>東部地方振興事務所登米地域事務所<br/>県民サービスセンター<br/>☎0220-22-5700<br/>相談時間 平日 9時～16時</p> | <p>【気仙沼・本吉圏】<br/>気仙沼地方振興事務所<br/>県民サービスセンター<br/>☎0226-22-7000<br/>相談時間 平日 9時～16時</p>   |

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

Facebook  
はこちら！



ウェブフォームから  
ご相談の受付が  
できます。



本情報紙のバックナンバーは

みやぎの消費生活情報



で検索♪



# 「多重債務無料相談会」を開催します

主催 宮城県多重債務問題対策会議

県では、**多重債務問題の解決**へ向けて、法律の専門家である**弁護士**や**司法書士**が相談に応じる**相談会**を開催します。「数社から借入があり、今後の返済に困っている…」、「収入の予定が狂ってしまい、住宅ローンなどの返済ができない…」などのお悩みを抱えている方は、ひとりで悩まずにご相談ください。**相談は無料で秘密は厳守します。**

事業者の方を対象とする相談会もあわせて実施します。

また、借金などが原因で、よく眠れないなど心の健康に不安を感じている方を対象とした「心の健康相談」も実施します。

## 相談会日程



| 開催日       | 会場 | 定員   |       |
|-----------|----|------|-------|
|           |    | 個人向け | 事業者向け |
| 11月26日(金) | 県庁 | 12人  | 4人    |
| 11月27日(土) | 県庁 | 12人  | 4人    |
| 11月28日(日) | 県庁 | 12人  | 4人    |

## 相談会の内容

相談会は午前9時30分から午後4時30分までです。

相談時間は一人当たり原則1時間30分とします。「心の健康相談」は別途)

### ●相談会の流れ●

①消費生活相談員による面談(30分)



②弁護士又は司法書士による法律相談(30分)



③消費生活相談員による事後相談など(30分)



1時間30分

☆希望する方は相談会の後に「心の健康相談」も受けられます。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、1人あたりの相談時間を短縮する場合があります。



## 申込方法

**事前予約制**です。お電話で事前予約をお願いします。

### ●個人の方

宮城県消費生活センター ☎022-261-5164

予約受付時間 午前9時～午後5時

### ●事業者の方

東北財務局金融監督第三課 ☎022-266-5703

予約受付時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時

**予約受付期間 個人の方：令和3年11月1日(月)～12日(金)**

(※祝日を除く)

**事業者の方：令和3年11月1日(月)～12日(金)**

(※土・日曜日及び祝日を除く)

※予約受付期間終了後も、定員に達していない場合は引き続き予約を受け付けます。

**借金の問題は解決できます！ぜひ、ご相談ください！**